

船橋市立西海神小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月

学校教育目標：自ら学ぶ意欲と豊かな心を持ち、たくましく生きる児童の育成

西海神小学校では、いじめ防止対策推進法の遵守といじめ問題への対応を教職員、児童、保護者、関係機関と一丸となっていくため、「学校いじめ防止対策基本方針」をここに策定する。

※文部科学省：いじめ防止対策推進法 (https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1406848.htm)

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う西海いじめ防止プロジェクトに対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、発達段階に応じた取り組みを行う。

低学年 クラス遊びなどで、友達と一緒に遊んだり、活動したりする楽しさを味わわせる。

中学年 様々な学級活動を通じて、集団の中で友達の気持ちや立場に立って考える力を伸ばす。

高学年 学習中の話し合い活動や行事などの活動を通して、様々な考え方や行動の仕方の違いなどそれぞれの個性を認め合う。

② いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年2回実施するとともに、児童の人間関係を日常的に観察する等の必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。
- ・教育相談体制の充実及び強化を図るため、スクールカウンセラーの積極的な活用を図る。

③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

① 生徒指導部会

〈構成員〉教務主任・生徒指導主任・生徒指導部員（学年1名）・音楽専科・養護教諭・スクールカウンセラー

〈活動〉月一回の会議で、生活上の課題や悩みを有する児童などについて、現状や指導についての情報交換を行う。打ち合わせ等をつかって全職員に共通理解を図る。

② いじめ防止対策委員会

〈構成員〉校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・生徒指導部員・音楽専科・養護教諭・スクールカウンセラー

〈活動〉アンケート調査、教育相談に関する事など、いじめ防止に関する措置を実行的に行う。いじめが起きた際の対策をとるために、必要に応じて委員会を開催する。

② いじめに対する措置

・いじめの相談を受けた時、または、いじめの兆候が見られる場合は、すみやかに管理職に報告し、その後、事実の有無の確認を行い、改めて報告する。

・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

・観衆や傍観者の立場にいる児童も、適切な指導を行う。

・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

① 重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。

② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

※文部科学省：不登校重大事態に係る調査の指針

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/06/26/1400030_013.pdf

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

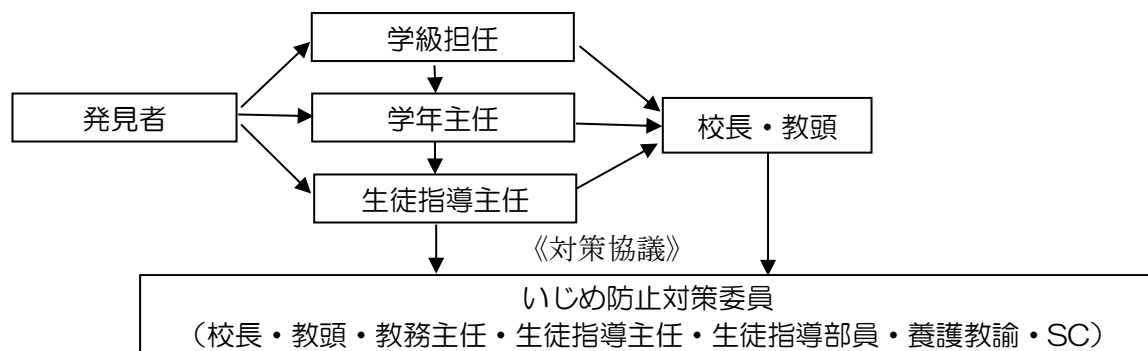
・いじめの早期発見に関する取組に関する事。

・いじめの再発を防止するための取組に関する事。

3 いじめの防止等のための具体的な活動事項（令和6年度）

時期	活動内容（●：職員 ○：児童 ◇：保護者）
4月	<ul style="list-style-type: none"> ●「学校いじめ防止基本方針」実施のための年間計画の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・本校年間計画を基に、生徒指導部会（教育相談・特別支援教育）、教科部会（特に道徳・学校人権教育）、児童会活動において「いじめ防止」に関する内容の確認を行い、加除訂正することで、今年度の「学校いじめ防止基本方針」を決定する。 ●いじめ対策委員会 <ul style="list-style-type: none"> 「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定及びHPでの公表 ●「学校いじめ防止基本方針」に関する研修 <ul style="list-style-type: none"> ・今年度の「学校いじめ防止基本方針」から職員の共通理解を図り、組織でいじめの防止に取り組む具体的な内容を決定する。 ○「1年生を迎える会」 思いやりの心を育てる
5月	<ul style="list-style-type: none"> ○◇全校除草作業 協力する心を育む・保護者の参加協力 ○◇春季大運動会 協力する心を育てる
6月	<ul style="list-style-type: none"> ○代表委員会での話し合い <ul style="list-style-type: none"> ・各委員会での活動 <ul style="list-style-type: none"> 〈例〉児童計画委員…放送等での呼びかけ 新聞委員会…「めだかタイムズ」特別号作成 美化委員会・掲示委員会…校内等の環境を整備 ○人権教育 思いやりの心を育てる ○校外学習 協力する心を育てる ○◇授業参観・学級懇談会 ○生活アンケート いじめの早期発見 ○「SOS の出し方に関する教育」の実施
7月	<ul style="list-style-type: none"> ●◇個人面談 いじめの早期発見
9月	<ul style="list-style-type: none"> ○校外学習 協力する心を育てる
10月	<ul style="list-style-type: none"> ○修学旅行 協力する心を育む
11月	<ul style="list-style-type: none"> ●○いじめ防止プロジェクト いじめの予防をする ○人権教室 思いやりの心を育てる
12月	<ul style="list-style-type: none"> ○大掃除 協力する心を育てる ○生活アンケート いじめの早期発見 ◇個人面談 いじめの早期発見
1月	<ul style="list-style-type: none"> ◇学校評価アンケート いじめの早期発見
2月	<ul style="list-style-type: none"> ○学級懇談会 ○6年生を送る会 感謝の気持ちを伝える ○生活アンケート いじめの早期発見
3月	<ul style="list-style-type: none"> ○卒業証書授与式 感謝の気持ちを伝える
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○きょうだい学年での交流 ○◇教育相談 ○◇スクールカウンセラーとの面談 スクールカウンセラー便りの発行 ●特別支援教育の必要な児童への支援 関係機関との連携 ●○道徳教育 ●○総合的な学習の時間の授業 ●○学級会活動 ●○児童会活動（あいさつ運動・ポスター掲示や呼びかけ等） ●3部会（生徒指導部会）・職員会議・企画委員会・学年会・教科部会

4 いじめの相談・通報について



5 緊急相談窓口

学校窓口（教頭、生徒指導主任、養護教諭） 047-431-0265

※スクールカウンセラー…金曜日在校

24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（24時間）

船橋市青少年センター 047-431-3749（月～金）9:00～17:00

船橋市総合教育センター 047-422-7734（月～金）9:00～17:00

京葉地区少年センター 047-451-6031（月～金）9:00～17:00